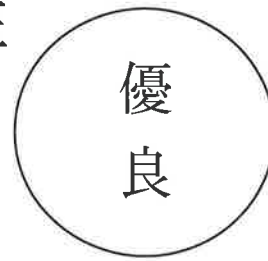


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県八千代市上高野1728番地5
氏 名 株式会社東亜オイル興業所
代表取締役 安池 慎一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和3年11月9日

許可の有効年月日 令和6年7月18日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

油水分離、焼却、破碎、破碎・焼却、セメント固化及び混合による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2, 3, 4及び5のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、処理施設、排ガス処理施設及び保管施設の維持管理を徹底することにより、飛散・流出を防止するとともに、悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数を14以下とすること。

(2) セメント固化による中間処理に当たっては、受け入れる廃棄物の性状を反応試験等により確認することにより、混練時の多量のガスの発生を防止すること、及び極端な凝固等が生じないよう処理後物の適正な性状管理を行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和55年3月18日 新規許可

平成29年6月16日 変更届 (保管施設の変更)

平成29年8月21日 更新許可 (優良認定)

平成30年8月31日 変更届 (代表者・役員の変更)

令和元年8月7日 変更届 (保管施設の変更, 保管施設に引火性ガス検知器を設置)

令和3年10月1日 変更届 (切断・分離施設(エレメントカッター及びフィルターカッターの2施設)の廃止, 切断による中間処理の廃止, 保管施設の変更)

令和3年11月9日 変更許可 (事業の区分に混合による中間処理を追加)

(続く)

(許可証の続き)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

契約書添付用



許可証別紙1

産業廃棄物の種類

ア 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥, (イ) 廃油, (ウ) 廃酸, (エ) 廃アルカリ,
(オ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(カ) 紙くず, (キ) 木くず,
(ク) 動植物性残さ, (ケ) ゴムくず, (コ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
(サ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 破砕による中間処理に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物を除く。）

エ 破砕・焼却による中間処理に係るもの

(ア) 廃油（付着物に限る。）、(イ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(ウ) 紙くず,
(エ) 木くず, (オ) ゴムくず
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ セメント固化による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥, (イ) 廃油, (ウ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(エ) 木くず,
(オ) 繊維くず, (カ) 動植物性残さ, (キ) 鋳さい, (ク) 燃え殻, (ケ) ばいじん, (コ) 紙くず
（これらのうち、処理後物がセメント製造工程で使用できるものに限り、特別管理産業廃棄物
であるものを除く。）

カ 混合による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥, (イ) 廃油, (ウ) 廃アルカリ, (エ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、汚泥,
廃油及び廃アルカリとの混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。）
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分
できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、
それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

契約書添付用 (以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設 (その1)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (昭和55年3月18日届出)	30.0 m ³ /日	2	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 1728番13, 1728番14, 1728番15, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3	
汚泥及び廃油等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	38.5 t/日	1		
廃プラスチック類等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	5.0 t/日	1		
破碎施設 (条例第12条第1項第2号) (平成24年1月4日, 第23-20-1-155号)	廃油 2.48 t/日 (0.31 t/時×8 時間) 廃プラスチック類 3.12 t/日 (0.39 t/時×8 時間) 紙くず 3.36 t/日 (0.42 t/時×8 時間) 木くず 4.64 t/日 (0.58 t/時×8 時間) ゴムくず 3.92 t/日 (0.49 t/時×8 時間) (平成24年3月29日)	1		
混合施設	汚泥, 廃油, 廃アルカリ, 廃プラスチック類 37m ³ /日 (令和3年9月27日)	2		
保管施設	廃油の受入槽	2.5 m ³		2
	廃油の貯留槽 (処理後物)	180 m ³		1
		120 m ³		1
	廃油の貯留槽	100 m ³		2
		78 m ³		1
	廃油保管施設	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	2	
	廃酸保管施設	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	1	
廃アルカリ保管施設	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	1		
廃プラスチック類保管施設	13 m ² 20 m ³ (ドラム缶102本)	1		

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設 (その2)

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ゴムくずの 保管施設	110 m ³	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 1728番13, 1728番14, 1728番15, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
廃プラスチック類等の保管施設	45 m ³	1	
燃え殻の保管施設	1.0 m ³	1	
ばいじんの保管施設	24 m ³ (コンテナ内フレコン保管)	1	
廃油の貯留槽	30 m ³	4	
廃酸の貯留槽	30 m ³	1	
廃アルカリの貯留槽	30 m ³	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ゴムくずの保 管施設	33 m ³	1	
廃油の貯留槽	20 m ³	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	35 m ³	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	52 m ³	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	55 m ³	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	36 m ³	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	36 m ³	1	

保管施設

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設 (その3)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混練・セメント固化施設	混合 500 m ³ /日 汚泥 150 m ³ /日 廃油 180 m ³ /日 廃プラスチック類 180 t/日 木くず 180 t/日 繊維くず 180 t/日 動植物性残さ 180 t/日 鉍さい 150 t/日 燃え殻 150 t/日 ばいじん 90 t/日 紙くず 180 t/日 (平成21年3月9日)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	13 m ² 36 m ³	1	1728番5, 1728番12, 1728番13, 1728番14, 1728番15, 上高野字中野
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	7.5 m ² 22 m ³	1	1822番3, 1823番3, 1826番3
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	13 m ² 36 m ³	1	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	7.5 m ² 22 m ³	1	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 汚泥, 燃え殻, ばいじん, 鉍さい, 木くず, 繊維くず, 紙くずの保管施設	22 m ² 34 m ³	2	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 汚泥, 燃え殻, ばいじん, 鉍さい, 木くず, 繊維くず, 紙くずの保管施設	14 m ² 22 m ³	1	
廃油の貯留槽	0.97 m ³	1	

(以下余白)

契約書添付用

許可証別紙5

事業の用に供する全ての施設 (その4)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くず, 繊維くず, 紙くずの保管施設	16 m ² 36 m ³	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 1728番13, 1728番14, 1728番15, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
ばいじん, 木くず, 廃プラスチック類, 汚泥の保管施設	1.8 m ³	1	
廃プラスチック類保管施設	73 m ² 103 m ³ (一斗缶5,760本)	1	
廃油保管施設	39 m ² 66 m ³ (ドラム缶330本)	1	
廃油保管施設	85 m ² 105 m ³ (ドラム缶528本)	1	
動植物性残さ保管施設	11 m ² 13 m ³ (ドラム缶66本)	1	
廃油保管施設	80 m ² 92 m ³ (ドラム缶462本)	1	
汚泥保管施設	95 m ² 158 m ³ (ドラム缶792本)	1	
金属くず保管施設	0.9 m ² 1.1 m ³	1	
廃油の貯留槽	30 m ³	3	
廃油保管施設	7.5 m ² 9.6 m ³ (ドラム缶48本)	1	
廃アルカリ保管施設	10 m ² 14 m ³ (ドラム缶72本)	1	

(以下余白)

契約書添付用